

2022年2月1日

お客さま 各位

株式会社 LIXIL TEPCO スマートパートナーズ

### 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う電気料金の特別措置について(2022年2月1日一部変更)

当社は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、経済産業省からの要請に基づく特別措置として、電気料金の支払期日の延長を適用しております。

このたび特別措置の内容を一部変更することとしましたのでお知らせいたします。

<特別措置の適用対象となるお客さま>

新型コロナウイルス感染症の影響により、各都道府県社会福祉協議会から「緊急小口資金・総合支援資金の貸付※」を受けているお客さま（受けるための手続きをされているお客さまを含む）、または、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う休業・失業等により一時的に電気料金の支払いが困難であるお客さまからのお申し出に応じて、特別措置を適用させていただきます。

#### ■ 特別措置の変更内容

2021年10月分、11月分、12月分、2022年1月分について、さらなる支払い期日の延長をいたします。また、2022年2月分を1ヵ月延長いたします。

| 対象                | これまでの延長期間 | 今回の延長期間 |
|-------------------|-----------|---------|
| 2020年3月分～2021年9月分 | 5ヶ月間      |         |
| 2021年10月分         | 4ヶ月間      | 5ヶ月間    |
| 2021年11月分         | 3ヶ月間      | 4ヶ月間    |
| 2021年12月分         | 2ヶ月間      | 3ヶ月間    |
| 2022年1月分          | 1ヶ月間      | 2ヶ月間    |
| 2022年2月分          | -         | 1ヶ月間    |

ご希望されるお客さまは、以下へお問い合わせください。

※：「緊急小口資金・総合支援資金の貸付」について詳しくはこちら(厚生労働省ホームページ)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/seikatsuhogo/seikatsufukushi-shikin1/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsufukushi-shikin1/index.html)

|   |
|---|
| 小売電気事業者<br>株式会社 LIXIL TEPCO スマートパートナーズ(A0461)<br>代表取締役 柏木 秀<br>〒136-0071<br>東京都江東区亀戸1丁目36番8号 新亀戸ビルヂング5階 |
| 【電気需給契約に関するお手続き・お問い合わせ】<br>TEL 0120-228-267<br>(年末年始を除く全日 9:00～17:00)                                   |